

◆研究会の事業（平成28年度）

I 調査研究事業

1. 調査研究

- ①学校現場と腎疾患医療分野の連携を図るため、川崎市立学校児童生徒腎疾患対策会議にて講演と質疑を実施。

責任者

生駒 雅昭（本会幹事・聖マリアンナ医科大学病院 客員教授）

日程 平成28年 5月 2日（月）

会場 川崎市教育会館

演題 「川崎市児童生徒腎疾患検診 川崎市の現状」

参加 川崎市市内小・中・高等学校、特別支援学校養護教諭 109名

- ②各地区の判定委員会の現状と問題点の把握。

責任者

高橋 英彦（本会幹事・こども医療センター 腎臓内科）

日程 平成29年 2月 4日（土）

会場 神奈川県総合医療会館 4階第1会議室

協議事項 ・各地区現状報告と検討

参加 11地区担当 7名

II 運営委員会

責任者 新村 文男（本会会長・東海大学病院 医学部小児科准教授）

日程 平成28年6月1日（木）

会場 神奈川県予防医学協会7階役員室

参加 運営委員 7名

III 総会および研究会他

日程 平成28年10月1日（土）

会場 神奈川中小企業センタービル13階 第1会議室

・役員会 14：00－

・総会 15：00－

・医師部会研究会 15：30－

演題 「小児のIgA腎症の長期予後」

講師 国立成育医療研究センター 腎臓・リウマチ・膠原病科
亀井 宏一 先生

参加人数 28名

IV 定例研究会

日時 平成29年2月4日（土）15：00－

会場 神奈川県総合医療会館 1階会議室AB

講演

演題 1 「学校検尿の流れについて
－検査室で行なっていること－」

講師 （公財）神奈川県予防医学協会
臨床検査部次長
坂牧 真盛

演題 2 「小児の排尿症状の診方、考え方」

講師 自治医科大学 とちぎ子ども医療センター小児泌尿器科教授
中井 秀郎 先生

参加人数 38名

V 知識普及活動

1. 「2016年度 腎（じん）38号」の発刊（1,750部）
2. ホームページ活用し、県下各地域の学校保健関係者に普及活動を行なう。

(URL <http://www.shouni-jin.jp/>)

◆神奈川県学校・腎疾患管理研究会役員

(H29. 9. 1現在)

会長	新村 文男	東海大学医学部附属病院 小児科 准教授	安保 和俊	安保小児科医院
			中村 信也	相模原協同病院
名誉 幹事	青山 松次			
	酒井 糾	小児腎疾患総合管理研究所 所長	大塚 和弘	神奈川県教育局 保健体育課長
	小坂橋 靖	介護老人保健施設 横浜セラトピア 施設長	蒔村 崇	川崎市教育委員会 健康教育課長
幹事	生駒 雅昭	聖マリアンナ医科大学病院 客員教授	監事 下山 丈紀	しもやまこどもクリニック
	飯高喜久雄	神奈川統合管理センター	古藤しのぶ	古藤内科小児科クリニック
	五十嵐すみ子			
	市川 家國	東海大学医学部 非常勤教授		
	河西 紀昭			
	川田 征一	横浜南クリニック		
	神山 務	かみやまアレルギー科小児科 クリニック		
	西山 貴郁	西山皮膚科		
	竹中 道子			
	高橋 久男	相模中央クリニック		
	高橋 英彦	神奈川県立こども医療セン ター 腎臓内科		
	長坂 裕博	ながさか小児クリニック		
	長洲 堯雄	長洲クリニック		
	岡本 裕一	おかもと小児科		
	藤原 芳人	ふじわら小児科		
	今富久美子	神奈川県立上矢部高等学校 養護教諭		
	佐々木明德	佐々木内科クリニック		
	池田 裕一	昭和大学藤が丘病院 小児科		
	斉藤 陽	聖マリアンナ医科大学病院 小児科		

◆神奈川県学校・腎疾患管理研究会会則

- 第1条 本会は神奈川県学校・腎疾患管理研究会（以下本会という）と称し事務局を神奈川県予防医学協会（横浜市中区日本大通58）におく。
- 第2条 本会は学校保健安全法の目的に則り、幼児・児童・生徒及び学生の腎疾患管理のあり方に関する調査研究及び普及活動を行い、腎疾患対策の推進と健康管理に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 調査研究事業の実施及び研究会の開催
 2. 講習会・講演会の開催
 3. 研究成果の報告、発表及び普及活動
 4. その他本会の目的達成に必要な事業
- 第4条 本会の会員は次の二種とする。
1. 一般会員
本会の目的に賛同する医師、養護教諭、教諭、その他の保健医療・教育・福祉関係者で所定の手続きを行ったもの
 2. 賛助会員
本会の目的に賛同する個人または法人等で所定の手続きを行ったもの、ただし1及び2の会員は役員会の承認を得たものとする。
- 第5条 本会に次の役員を置く。会長1名、幹事若干名、監事2名
- 第6条 会長・幹事・監事は会員の互選によって選出し、その任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 第7条 会長は本会を代表し会務を統轄する。幹事は会長より与えられた業務を分担し会務を運営する。監事は会務並びに会計を監査する。
- 第8条 会議は総会及び役員会とし、会長が招集する。
- 第9条 本会に専門委員会を置くことができる。委員は会長がこれを委嘱する。
- 第10条 本会の会員は細則で定める額の会費を納入しなければならない。
- 第11条 本会の経費は会費及び寄附金・その他の収入をもってあてる。
- 第12条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第13条 本会の収支決算は総会の承認を経るものとする。
- 第14条 本会則の変更は総会の議を経て行なう。
- 第15条 本会の運営上必要な場合は役員会の議を経て細則をもうけることができる。
- （会則第4条及び第10条で定める会員の会費については細則で以下の通り）
- 細則第6条 一般会員及び賛助会員の年会費は次のように定める。
1. 一般会員年会費は1,000円とする。
 2. 賛助会員年会費は一口10,000円として一口以上とする。